

Business Partner office NEWS

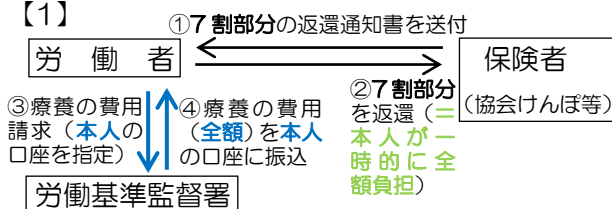
法律相談Q&A

— 健康保険から労災保険への切り替え処理 —

Q: 労災なのに健康保険で治療を受けてしまったあとの労災保険への切り替え手続で、「一時的に医療費全額を自己負担する必要がある」という点について変更があったそうですが、どのような内容でしょうか？

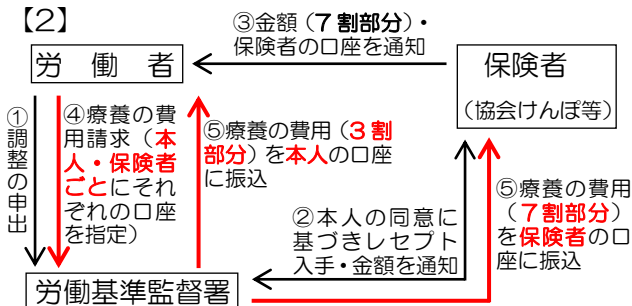
A: 労災の怪我等の治療等に健康保険を使用した後に労災保険へ切り替えるには、本人負担の3割部分も健康保険(協会けんぽ等の保険者)の給付(7割部分)も労災保険からの給付とする必要があります。この場合、本人が一時的に全額負担した上で労災保険から支給を受ける手続を取ります。

【1】



ご質問の変更は平成 29 年 2 月の通達で、本人の申出により労働基準監督署から保険者に直接この 7 割部分を支払うよう調整することで、一時的な全額負担が不要になるというものです。

【2】



但し、【2】の方法は、**既に労災認定されている場合**(健康保険で治療を受けつつ休業補償給付を請求し、それが労災認定された後に治療費についても労災保険に切り替える場合)に限られます。

2018年
3月号



改正ニュース

— 平成 30 年度 労災・雇用保険料率 —

- ◆ 労災保険料率…**変更になる業種**があります
- ◆ 雇用保険料率…**前年度と変更ありません**

— 社会保険各種届出様式の変更・省略等 —

- 日本年金機構提出書類の様式について、
- * マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出を省略(平成 30 年 3 月実施予定)
- * 「同一の提出契機のもの(例: 70 歳該当届と資格取得届など)」や「共通の届出項目が多い書式」を統廃合
- * 届出様式にマイナンバー記載欄を設け、マイナンバーによる届出を可能とする
- ※ いずれも詳細については日本年金機構ホームページ等で順次お知らせがあります。

最近のニュースから

精神障害者の法定雇用率のカウントに特例措置

厚生労働省は、障害者の法定雇用率の算出において、現行では「0.5 人」とカウントされる短時間労働者について、一定の要件を満たした精神障害者の場合は「1 人」とカウントする特例措置を設けることを明らかにした。4 月から法改正(法定雇用率の 2.2% への引上げ、精神障害者の雇用義務化等)の施行に合わせ、5 年間の時限措置として実施する。

年金受給開始年齢

「70 歳超」も選択可能に 政府案

政府が「高齢社会対策大綱案」を示し、公的年金の受給開始年齢について、受給者の選択により 70 歳超に先送りできる制度の検討を盛り込んだことがわかった。厚生労働省が制度設計を進めたうえで 2020 年中の法整備を目指す考え。